

甲州都留郡の人民生前より代官

江川坦庵大人を祭祀す

文學博士 加藤 玄 智

江川坦庵は伊豆韮山の名代官として、一世を風靡したことは、人の能く知る所であるが、天保九年（一八三八）甲州南都留郡谷村附近の土地を監治するに至つた時、土民は新代官が清廉能く民を愛した仁慈に悦服し

奉 祭 世 直 江 川 大 明 神

と記せる祭旗を、所々の神社に建て、以て坦庵を生ける神として祭祀するに至つた、此事實は、三月十日附（天保十年「一八三九」）で、松本斗機藏から、坦庵の手代劍客齋藤彌九郎に送つた書信の中にも、明瞭に現はれてゐる、曰く、

甲州都留郡の人民生前より代官江川坦庵大人を祭祀す（加藤）

右同所（川都留郡）當節句前、紙幟に、世直し江川大明神と記し、所々の神社へ建置候由……………

右は此節私門人右の所に、遊歴仕、親しく及見聞候儀に御座候。

とある、又今日現に、葦山の江川邸に、種類の紙幟一旒を所藏してをる、之を檢するに、「奉祭世直江川大明神」の語が見え、こゝにも坦庵が、甲州谷村の地方民から、生存中既に、神として祭祀された有様が分るのみならず、本紙幟を甲州谷村の代官出張所へ、届け出た時の、夏狩村の名主三右衛門の届書からもそのことは明かに分かる。

紙

幟

奉 祭
世 直 江 川 大 明 神

兩 根 本 殿

御 支 配 萬 々 歳

關 長 澤 殿

當 郡 氏 子

因に云ふ此紙幟が、布帛で無く、紙製であることは、當時坦庵の質素儉約の意を躰して、やつたものであることも、此紙幟の裏に、その事が書添へてあるので明瞭である、幟面に根本とあるは、根本慎三で、長澤は長澤與四郎のことである、共に坦庵の手代であつた、尙松本斗機藏の手紙の一節には、左の

記事が有る、以て如何に甲州の人民が、坦庵が高潔にして公明正大な人格の持ち主であることに悦服し
てをつたかが分かる。(勿論之れは、前掲紙幟の「御支配萬々歳」の句からも明かではあるが) 曰く

郡内(〓都留郡)是迄御代官検見の節、旅宿一夜分入用金拾五兩程、中食金五六兩程相掛候處、當御
代官様、去冬御検見の節は、是迄の御代官手代の、一泊り分の入用丈も、相掛らず候とて、殊の外難
有存じ、此節當御代官様、御支配永代引替り無之様の願、郡内一同連印を以て申立候積、村限夫々相
談仕候由

とかうある、虎よりも猛しと云ふ苛政に更へるに、坦庵の仁政を以てしたのだから、甲州の人民は、永
久に坦庵の留任を希望したのであつて、坦庵が世直大明神として、祭祀されるに至つた民衆心理が、能
く觀取されるのである、蓋し坦庵も亦曾て自己の所信を諷詠して、

心情清處與神通

と喝破し、忌部の正道が云つた通り、「人心清明なれば則ち神也」である以上、又佛とは大慈悲心の塊で
あり、神とは正直至誠にして清明なる人心に外ならないとせば(是れ神人同格教系に於ける神の把持で
ある)坦庵の廉直高潔なる人格は、即ち神格の顯現に外ならぬからである、甲州都留郡の人民が、坦庵
の人格に於て、神格の光を見、世直大明神を見たのは、決して偶然で無い、世直大明神の紙幟を一百姓

が、偶然發見した爲め、谷村に在る御代官の役所へ届出でた所の名主の届書は左の通りである。

乍恐以書付奉申上候

夏狩村役人奉申上候、當村百姓定次郎親平右衛門儀、村内寶鏡寺前ニ引分リ罷在候處、當月十三日夜
同人宅前ニ何者歟、別紙之通紙幟相立置候儀ニ御座候、依之右幟奉差上候以上

亥二月十五日

夏狩村

谷村

役人總代

御役所

名主 三右衛門

爰に云ふ亥年は、天保十年（一八三九）である、尙松本斗機藏の手紙は、目下江川家藏「幕府代官兼
砲術師範坦庵江川英龍略傳」（早印刷）中に出てをるものである。

身を殺して姦人を斬つたと云ふ點で、世直大明神と呼ばれたものには、佐野善左衛門政言がある、彼
れは天明四年（一七八四）當時姦人の取沙汰のあつた田沼意次の子意知を柳營中に殺害して、直に切腹
仰せ付けられて仕舞つたから、佐野政言が世直大明神と呼ばれたのは、其死後であつた、又越前福井藩
の鈴木重榮（一八一四—一八五六）の小祠も、今日福井市で世直神社と呼ばれてをるし、鎌田榮吉氏の言

に依れば、福澤謙吉翁も千葉縣長沼村の村民から、生前早く福澤大明神祠に祭られんとしたさうであるが（昭和四年「一九二九」七月發行、慶應大學豫科會誌中、鎌田榮吉、「福澤先生に就て」を看よ）生前既に、確に世直大明神として祭祀された人の顯著なる一例は、江川坦庵であることは、疑ふ可からざる史實であると思ふ、甲州の地は不思議にも名代官人を生きながら神に祭つた、例之甲州一丁田中の田安領に代官をしてをつた小島蕉園や、西山梨郡蓬澤村の庄塚の櫻井政能など、これ等は皆、生祠であるし、他は江川坦庵生祠であつて、それは此の紙幟にその痕を止めてをる。

余は昭和五年（一九三〇）一月六日親しく韭山の江川家を訪問して、世直大明神幟を拜觀した時、左の一絶を賦して余の感想を録した。

園邑仁風普

子來草偃民

生前翻紙幟

祭祀仰明神

* * * * *

尙本寫とは直接關係無きも、余の今日迄、調査せる生祠に關し、確に生祠と認めらるゝものを左に表示して、研究家の參考に資さう（数字は生祠創立の西紀を示す）

第一 雲上御生祠

- 一、宮城縣石巻港小西九兵衛邸内明治天皇御生祠、明治九年（一八七六）
- 二、廣島市草津町小泉來兵衛邸内明治昭憲兩陛下御生祠、明治二十年（一八八七）
- 三、長野縣上伊那郡小野村明治天皇御生祠、明治二十八年（一八九五）
- 四、廣島市廣瀬町辻本寅吉邸内明治天皇御生祠、明治二十九年（一八九六）
- 五、姫路市同心町井口巳之吉邸内明治天皇御生祠、明治三十七年（一九〇四）
- 六、北海道中川郡本別村今上陛下御生祠、大正十二年（一九二三）

第二 主として創立年時の明瞭なる生祠

- 七、三重縣宇治山田市松木春彦生祠、延長元年（九二三）
- 八、京都市下御靈社内山崎闇齋生祠、寛文十一年（一六七二）
- 九、山梨縣西山梨郡蓬澤村櫻井政能生祠、元祿九年（一六九六）
- 一〇、和歌山縣伊都郡富貴村名迫伊光生祠、享保十年（一七二五）
- 一一、尾道市平山角左衛門生祠、寛保二年（一七四二）
- 一二、足利市外三和村金井繁之丞生祠、天明七年（一七八七）
- 一三、福島縣白川町（後伊勢桑名町）松平定信生祠、寛政九年（一七九七）
- 一四、熊本縣飽託郡高橋町齋藤芝山生祠、享和元年（一八一〇）
- 一五、富山縣泊町在愛本新村前田治脩生祠、享和二年（一八〇二）

- 一六、茨城縣筑波郡下小目村岡田寒泉生祠、文化七年（一八一〇）
- 一七、山梨縣東山梨郡日川村小島蕉園生祠、文政元年（一八一八）
- 一八、群馬縣安中町石川忠房生祠、文政三年（一八二〇）
- 一九、埼玉縣上尾町雲室上人生祠、文政六年（一八二三）
- 二〇、福井市豐島中町鈴木重榮生祠、天保八年（一八三七）
- 二一、秋田縣仙北郡飯詰村田神生祠、嘉永三年（一八五〇）
- 二二、群馬縣館林町秋元志朝生祠、安政四年（一八五七）
- 二三、和歌山縣紀州本宮吉田庄太夫生祠、安政四年（一八五七）
- 二四、石川縣鶴來町外枝權兵衛小山良左衛門生祠、明治二年（一八六九）
- 二五、福井縣今立郡北村鈴木準道德山明定松平茂昭生祠、明治二年（一八六九）
- 二六、宮城縣增田町岩倉具視生祠、明治九年（一八七六）
- 二七、靜岡縣磐田郡於保村松岡萬生祠、明治九年（一八七六）
- 二八、靜岡縣岡部町 同 明治四年（一八七二）
- 二九、廣島縣甲奴郡上下町重森六藏夫妻生祠、明治十三年（一八八〇）
- 三〇、秋田縣秋田郡六郷町島山久左衛門生祠、明治十六年（一八八三）
- 三一、秋田縣南秋田郡豐川村石川理紀之助生祠、明治四十三年（一九一〇）
- 三二、廣島縣蘆名郡福相村國頭第三郎夫妻生祠、大正七年（一九一八）

甲州都留郡の人民生前より代官江川坦庵大人を祭祀す（加藤）

甲州都留郡の人民生前より代官江川堪庵大人を祭祀す（加藤）

三三、大分縣日田町松方正義生祠、大正八年（一九一九）

三四、石川縣能美郡尾添村松本源祐生祠、大正十二年（一九二二）

三五、埼玉縣川口町岡田忠彥生祠、大正十三年（一九二四）

第三 創立年時の明瞭を缺く生祠

三六、丹波國、水尾邑安藤朴翁生祠

三七、廣島縣鞆町平賀源内生祠

三八、秋田縣仙北郡北橋岡村檜岡宥覺生祠

三九、伊賀國多賀郡阿保村（？）中村與左衛門生祠

四〇、石川縣羽咋郡中呂知村中橋久左衛門生祠

四一、栃木縣上都賀郡楡木小出大助生祠

四二、千葉縣君津郡吉野村深川猷榮生祠

四三、和歌山縣瀬戸浦駒木根八兵衛生祠

四四、茨城縣結城郡江川村谷君雄生祠

四五、長野縣坂城町稻玉德兵衛生祠

四六、石川縣河北郡湯端新村前田綱紀生祠

四七、長野縣更科郡更科村森忠左衛門生祠

四八、東京市本所區向島小梅町大和定邸獨逸人ダシクウエルツ生祠